

『令和8年度 下呂市木造住宅耐震改修工事費補助事業』の ご案内



©岐阜県

※事前相談は、年中受付しています！

下 呂 市

本補助制度を活用し耐震改修工事を行う場合、併せて『下呂市木造住宅耐震リフォーム工事補助』を受けることが可能です。

詳しくは『下呂市木造住宅耐震リフォーム工事補助のご案内』をご覧ください。

1. 補助制度の内容

この制度は、地震に強い安全なまちづくりを目指すために、建築してから一定の期間を経過した木造住宅の耐震改修を支援するものです。

地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事（岐阜県木造住宅耐震相談士が「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改定版）」により設計・工事監理を行うものに限る）を行う市民に対して、国・県・市がその経費の一部を補助します。

耐震改修工事とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、修繕、模様替え若しくは一部の除却をすることを言います。

2. 対象となる住宅

次のいずれかに該当する住宅が補助の対象となります。

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅で、耐震診断において、上部構造評点が 1.0 未満とされた木造住宅で、補強後 1.0 以上となる補強工事であること。
- ② 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅で、耐震診断において、上部構造評点が 0.7 未満とされた木造住宅で、補強後 0.7 以上となる補強工事であること。ただし、耐震補強工事に併せて地震時に転倒の恐れのある家具等について転倒防止対策を実施するものであること。

3. 対象となる耐震補強工事

岐阜県木造住宅耐震相談士が「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改定版）」に基づき設計・工事監理を行う耐震補強工事であること。

4. 補助金の額

補助対象となる補強工事	補助金限度額
上部構造評点が 1.0 以上となる補強工事	最高 117.5 万円
上部構造評点が 0.7 以上となる補強工事 （耐震補強工事に併せて地震時に転倒の恐れのある家具等について 転倒防止対策を行うこと）	最高 84 万円

注 1）補助対象工事は耐震補強部分のみです。耐震補強以外の改修工事費等は補助対象外となります。

注 2）耐震補強工事費が上記限度額を上回った場合、上回った部分については自己負担となります。

注 3）補助金のなかには県・国の補助金も含まれています。

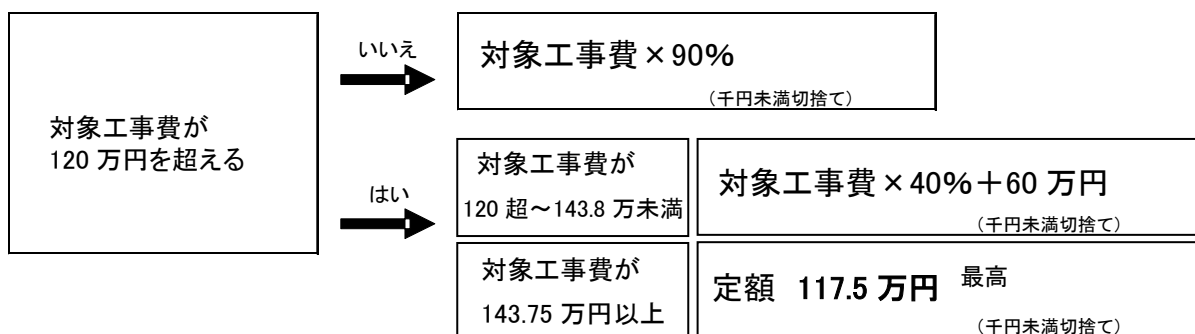
国：社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック整備計画（防災・安全））

県：岐阜県建築物等耐震化促進事業費補助金

注 4）補助金額には千円未満の端数は含まれません。

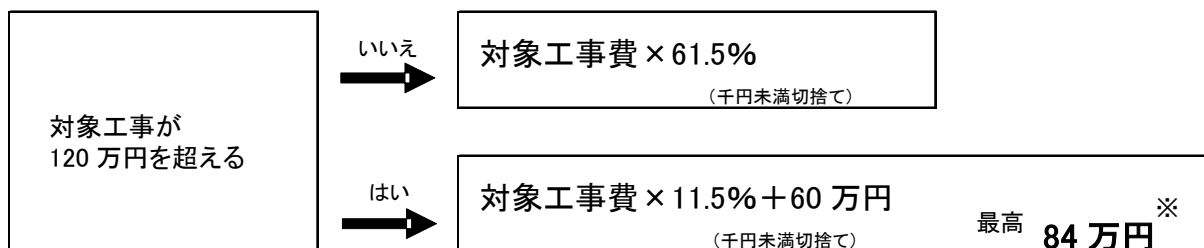
算定方法は次ページをご覧ください

上部構造評点が 1.0 以上となる補強工事



上部構造評点が 0.7 以上となる補強工事

(耐震補強工事に併せて地震時に転倒の恐れのある家具等について転倒防止策を実施すること)



※対象工事費 2,087 万円以上の場合該当
2,087,000 円 × 11.5% + 60 万円 = 840,005 円 = 84 万円

5. 助成を受けられる方（補助対象者）

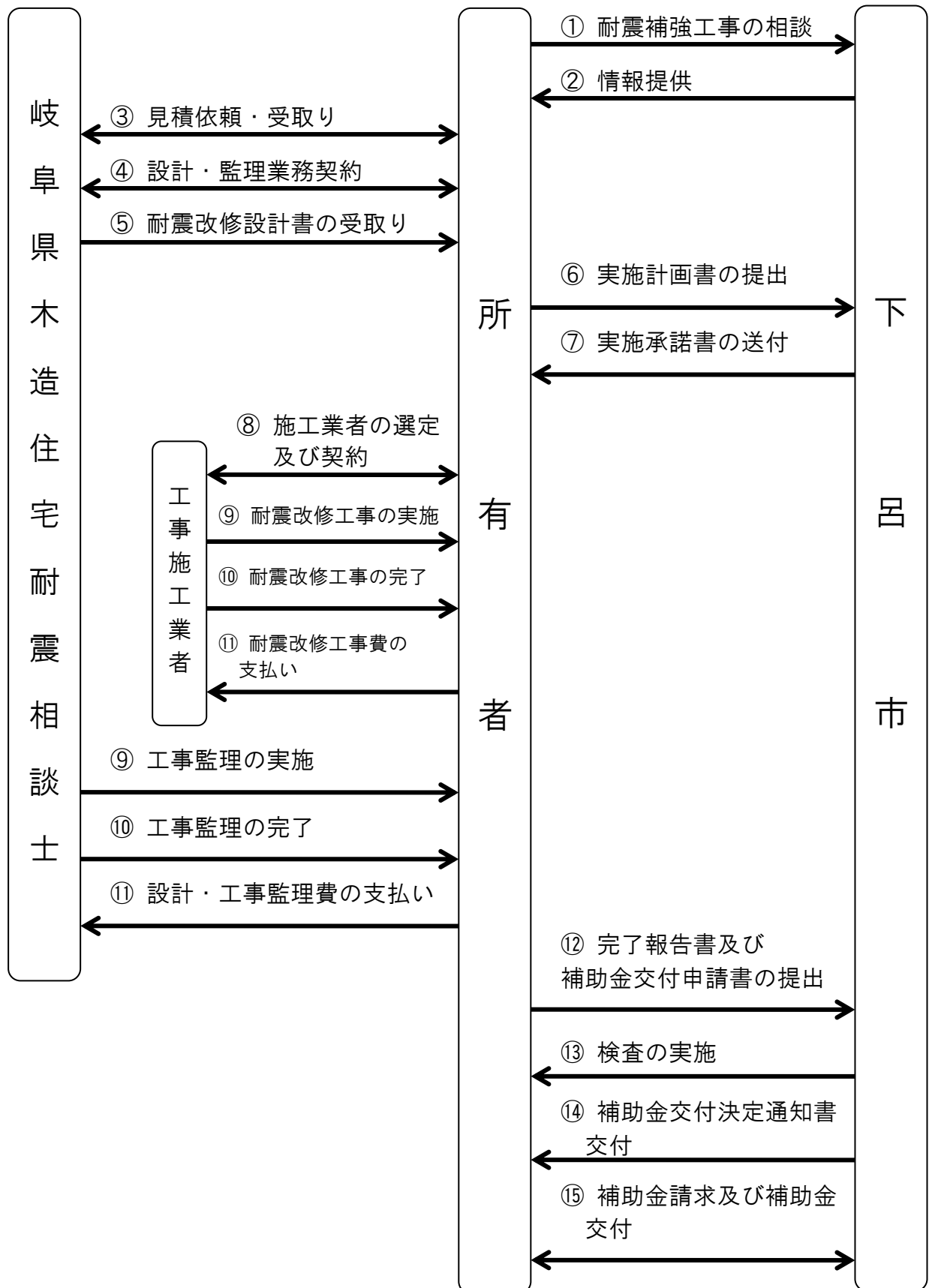
次の各要件を満たす方が補助の対象者となります。

- ① 対象となる住宅の所有者個人（特段の理由により所有者が実施できない場合は市長が認めた方）
- ② 市税等の滞納がない方

6. 注意事項

- ・ 岐阜県及び下呂市が行う他の補助金、資金貸付及び利子補給等（岐阜県が実施する岐阜県住宅リフォームローン利子補給金を除く。）を活用する場合にあっては、補助対象経費が重複しないこと
- ・ 補助対象事業費は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の耐震改修工事費のみです。耐震改修工事にあわせてリフォーム工事等を行った場合、その工事費については下呂市耐震リフォーム補助事業を活用ください。
- ・ 耐震補強設計費、工事監理費も補助対象となります。
- ・ 工事契約は耐震補強工事実施承諾書を受理したあとに行ってください。承諾書交付前に契約された工事は補助が受けられません。

耐震補強工事費補助事業の流れ（通常）



7. 助成の申請手続き

① 耐震改修工事の相談

下呂市役所住宅対策課窓口で耐震改修工事の相談を受付けています。
補助対象になるかどうかや、補助申請手続きの説明を行っていますので、お気軽に相談ください。

② 住宅対策課からの情報提供

耐震改修工事費補助事業の手続き書類をお渡しします。

【留意事項】

- ◆依頼する相談士はご自分で選定してください。
住宅対策課で特定の相談士をご紹介することはできません。

③ 相談士への見積依頼

「岐阜県木造住宅耐震相談士」名簿から選定した耐震相談士に耐震補強設計及び工事監理業務の見積を依頼し、見積書を受理してください。

【留意事項】

- ◆依頼の際には、必ず『耐震診断実施報告書』を相談士へ提出してください。

④ 設計・監理業務の契約

必ず、相談士本人でなく「相談士が所属する建築士事務所の代表者」と契約を行ってください。

【留意事項】

- ◆契約前には必ず相談士より料金の説明を受け、承諾されることが必要です。

⑤ 耐震改修設計書の受取り

相談士より、耐震改修設計書（補強方法等）の説明を受けてください。

【留意事項】

- ◆不明な点は十分に説明を受け、内容について承諾されることが必要です。

⑥ 事業実施計画書の提出

住宅対策課に『事業実施計画書』（様式第1号）を提出してください。

【留意事項】

- ◆「事業実施計画書」には下記の書類を必ず添付してください。
 - ・事業計画書（別紙3）
 - ・木造住宅耐震診断結果報告書の写し
 - ・耐震改修計画の写し（図面等 耐震改修計画の内容がわかる資料含む）
 - ・設計者・工事監理者の「資格者証」の写し（建築士法第24条の8書面含む）
 - ・耐震改修工事の内訳書の写し（積算内訳が確認できるもの）
 - ・所有者の分かるものの写し（登記済証、納税義務者証明書等）
 - ・建築時期の分かるものの写し（建築確認通知書、登記済証等）
 - ・市税等の滞納がないことを証明する書類（完納証明書）⇒市役所税務課発行のもの
 - ・付近見取り図
 - ・建物外観写真
 - ・その他市が必要と認めた書類

⑦ 事業実施計画承諾書の送付

計画書の内容確認後、『事業実施計画承諾書』を送付します。

【留意事項】

- ◆ 計画書の内容確認に数日を要します。ご了承ください。
- ◆ 承諾書交付後に事業計画書の内容変更または、工事を中止する場合は速やかに住宅対策課までご相談ください。

⑧ 耐震改修工事施工業者の選定及び契約

耐震改修工事を行う施工業者を選定し、契約を行ってください。

【留意事項】

- ◆住宅対策課では施工業者を紹介・斡旋することはありません。
- ◆補強工事と同時に行うリフォーム工事は別途対象補助金があります。
- ◆補助金代理受領制度が利用できます。
代理受領制度とは・・・
本来、申請者が受領する補助金を申請者の委任を受けた業者が代理で補助金を受領することができる制度です。申請者が工事施工業者に支払う金額が補助金分少なくなるので、当初用意する費用負担が軽減されます。
⇒詳しくは8ページからの「8. 補助金の代理受領手続き」をご覧ください。

⑨ 耐震改修工事・工事監理の実施

相談士の工事監理のもと、耐震改修工事を行います。

【留意事項】

- ◆耐震改修工事について不明な点が生じた場合は、その場で相談士・施工業者から説明を受けてください。
- ◆相談士等が現場監理記録のための写真を撮影します。ご了承ください。
- ◆工事内容を変更・中止する場合には届出をしてください。
- ◆耐震改修工事施工中に住宅対策課職員・相談士・施工業者による現地立会確認を行ってください。

⑩ 補強工事・工事監理の完了

工事が完了したら、施工業者と相談士より補強工事に係る資料を受取ってください。

⑪ 耐震改修工事・設計監理費の支払い（代理受領制度利用の場合は 10 ページ③）

耐震改修工事費・設計監理費を施工業者と相談士へ支払ってください。

【留意事項】

- ◆耐震改修工事費については補助額を含む全額（契約額）を業者にお支払ください。
（補助金代理受領制度をご利用される場合は、補助金を差し引いた契約額を業者にお支払いください。）
- ◆領収書を受領してください。

⑫ 事業完了報告書・補助金交付申請書の提出

住宅対策課へ『事業完了報告書』（様式第 8 号）、『補助金交付申請書』（様式第 9 号）を、**令和 9 年 1 月末日までに提出**してください。

【留意事項】

- ◆「工事完了報告書」には、
 - ・事業実施報告書（別紙 3）
 - ・耐震改修計画の写し（図面等 補強計画が分かる資料含む）
 - ・耐震改修工事精算内訳書の写し
 - ・耐震改修工事契約書の写し
 - ・耐震改修工事設計・工事監理契約書の写し
 - ・耐震改修工事の実施内容が確認できる写真（改修箇所毎にまとめたもの）
 - ・家具固定状況のわかるもの（上部構造上点 0.7 以上の場合）
 - ・振込通知書の写し（領収書の写し）
 - ・その他必要と認める書類

⑬ 工事完了検査

住宅対策課において、工事完了検査を行います。

【留意事項】

- ◆工事完了検査は住宅対策課職員が行います。

⑭ 補助金交付決定通知

検査後、適当と認められた場合『補助金交付決定通知書』を送付します。

⑮ 請求書の提出、補助金の交付（代理受領制度利用の場合は、10 ページ⑤）

『補助金交付請求書』（様式第 11 号）を提出ください。

あなたの口座へ補助金が振り込まれます。（代理受領制度利用の場合は異なります。）

【留意事項】

- ◆請求書が提出されてから補助金が振り込まれるまでに、日数を要する場合がありますので、ご了承おきください。

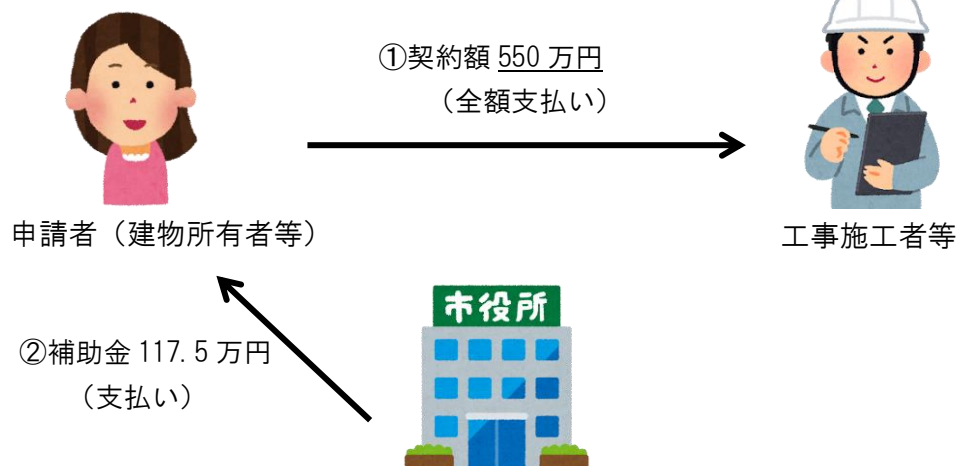
8. 補助金の代理受領手続き

補助金代理受領制度を利用することができます。

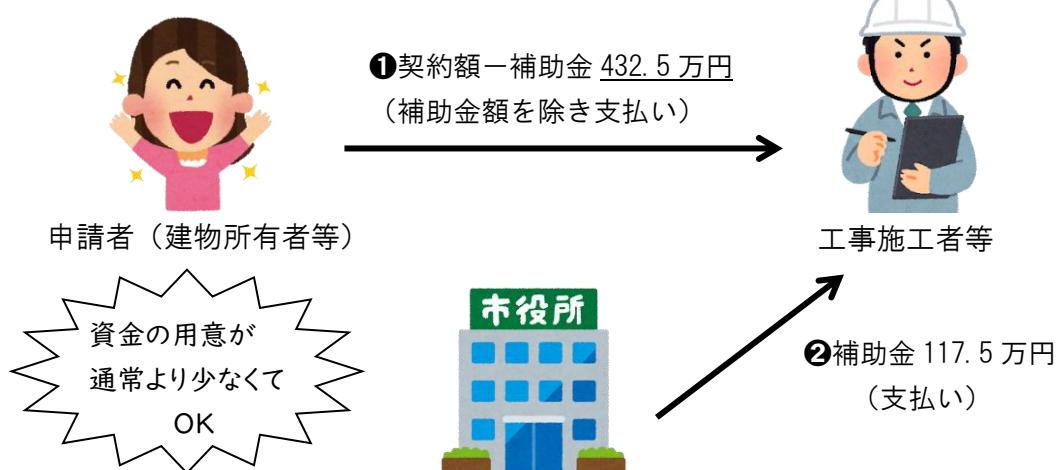
代理受領の場合、施工業者へのお支払金額は、補助金を差し引いた金額となりますので、通常よりも資金を少額に抑えることができます。

【例】 契約額 550 万円（補助対象工事費 500 万円） 補助金 117.5 万円の場合

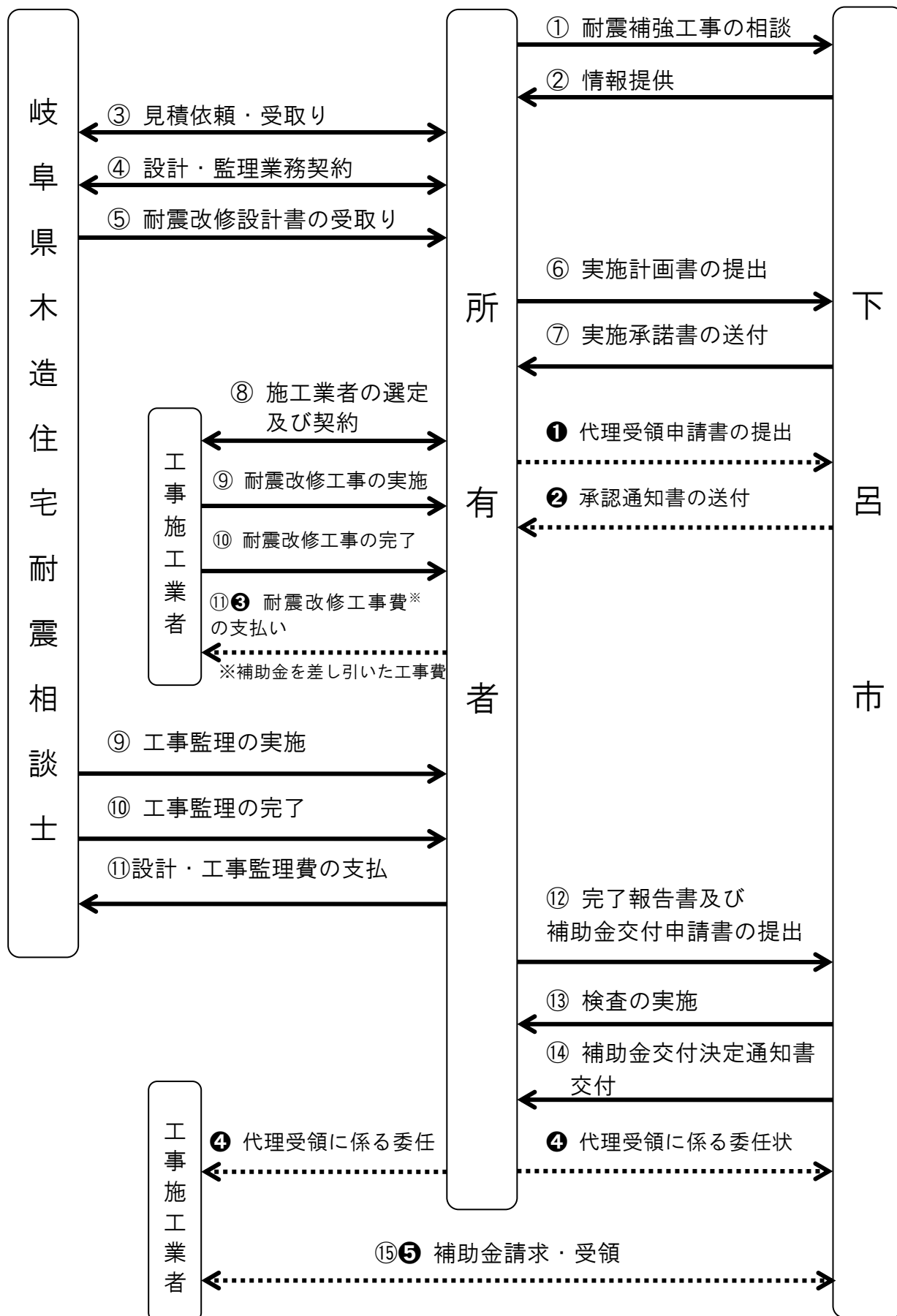
《通常の場合》



《代理受領制度の場合



耐震補強工事費補助事業の流れ（補助金代理受領制度を利用した場合）



① 代理受領申請書の提出

『代理受領申請書』（様式第1号）を提出ください。

② 代理受領申請承認通知書の送付

申請書の内容確認後、『代理受領申請承認通知書』を送付します。

【留意事項】

- ◆ 代理受領申請書の内容確認に数日を要します。ご了承ください。
- ◆ 代理受領承認通知書交付に代理受領申請書の内容変更又は取止めする場合は速やかに住宅対策課までご相談ください。
⇒内容変更の場合：代理受領変更届
取止めの場合：代理受領申請取下届 の提出が必要となります。

・・・・・・・・・・耐震改修工事完了後・・・・・・・・・・

③ 耐震改修工事費の支払い

補助金額を差し引いた耐震改修工事費を施工業者へ支払ってください。

【留意事項】

- ◆ 契約額から補助金交付決定額を差し引いて業者にお支払ください。
- ◆ 領収書を受領してください。

・・・・・・・・・・実績報告書提出・交付決定通知書受領後・・・・・・・・・・

④ 代理受領に係る委任状の提出

（市より補助金交付決定通知書の通知を受けた後）『代理受領に係る委任状』（様式第6号）を提出してください。

【留意事項】

- ◆ 『代理受領に係る委任状』を市へ提出後、補助金の受領について事業者（耐震補強工事及び委託に係る契約を締結した請負者）に委任することが可能となります。

⑤ 請求書の提出、補助金の交付

事業者より『補助金交付請求書』（様式第11号）を提出※ください。

※補助金代理受領制度をご利用される場合、補助金は事業者を支払われます。

【留意事項】

- ◆ 請求書が提出されてから補助金が振り込まれるまでに、日数を要する場合がありますので、ご了承おきください。

耐震改修工事に伴う減税制度について（お知らせ）

下呂市木造住宅耐震改修工事費補助事業を利用し、耐震改修工事（補強後評点 1.0 以上）を実施した場合、

A. 固定資産税の減額 を受けることができます。

B. 所得税の控除 を受けられる場合があります。

A. 固定資産税の減額

保有する土地や建物などの固定資産について、1 月 1 日時点の評価に応じて課税される税金（地方税）です。

工事完了期間	～令和 9 年 3 月 31 日
減額期間	1 年度分（工事完了年の翌年度分）
軽減額	当該家屋に係る固定資産税額の 1/2 を軽減 （1 戸あたり家屋面積 120 m ² 相当分まで）
手続き方法	『増改築等工事証明書』※ ¹ を作成依頼 工事完了後 3 カ月以内に下呂市役所市民生活部税務課（固定資産税係）へ提出 例. 1 月 31 日に工事完了⇒4 月末までに提出

B. 所得税の控除

1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に生じた個人の所得に課税される税金（国税）です。
確定申告で必要な手続きを行うと所得税の控除を受けることができます。

工事期間	～令和 10 年 12 月 31 日
控除期間	1 年（耐震補強工事を実施した年の属する年分）
控除額	国土交通大臣が定める耐震改修の標準的な工事費用相当額★×10%相当額 （25 万円を限度） ★（平成 21 年国土交通省告示第 383 号）一下呂市木造住宅耐震補強工事費補助金等
手続き方法	『増改築等工事証明書』※ ¹ を作成依頼 他にも、家屋の登記事項証明書などを準備し確定申告で必要な手続きを実施 注：申請者（＝建物所有者）の所得等により、控除を受けられるかが異なります。 詳しくは国税庁 HP（「タックスアンサー」－「キーワードから探す」－「No. 1222 耐震改修工事をした場合（住宅耐震改修特別控除）」）をご確認ください。

※¹ 増改築等工事証明書を発行できる者は以下のいずれか

- ①建築士事務所に属する建築士
- ②指定確認検査機関
- ③登録住宅性能評価機関
- ④住宅瑕疵担保責任保険法人



© 岐阜県

木造住宅耐震改修工事費補助事業に関する窓口

〒509-2295 下呂市森 960 番地（下呂市役所下呂庁舎 1 階）

下呂市役所 市民生活部 住宅対策課

電 話：0 5 7 6－2 4－2 2 2 2（内線 1 7 2）

F A X：0 5 7 6－2 5－3 2 5 0